

猫惨殺「殺したのはノネコ」

ノネコだと思った。今年3月、猫を殺したとして動物愛護法違反容疑で広島県警に逮捕された大学院生の男は、調べにこう供述した。猫を惨殺するほどの様子を動画投稿サイト「YouTube」(ユーチューブ)に公開した動物虐待事件、男は野生化したノネコであれば「法的に許される」という趣旨の言い逃れまで用意していた。無残に殺された猫は狩猟鳥獣に位置づけられるノネコなのか、愛護すべき野良猫なのか。

調理動画を公開
広島県呉市の山中でくぐりわなにかかった猫の頭をバールで殴って足で踏みつけ、腹に刃物を突き立てる。男は死骸をさばいて調理し自ら口にするまでの一部始終を公開していた。動画は3分37秒。2月11日、投稿サイトの自身のアカウントに動画を投稿すると、約1カ月で35万回以上再生された。現在は非公開となっている。

動物虐待は凶悪犯罪の手筈とも指摘され近年、警察当局は警戒を強めている。この動画について、広島県警広島署は3月22日、同市の大学院生の男(逮捕当時24)を動物愛護法違反容疑で逮捕した。男は審問室で「猫を殺した」とは間違いないと事実関係を認める一方、「愛護動物ではないノネコだ」と容疑を一部否認した。その後、広島地検は男を処分保留で釈放。現在、任意で捜査が続いている。

容疑の大学院生主張／狩猟鳥獣か愛護動物か

ノネコかと思った。今年3月、猫を殺したとして動物愛護法違反容疑で広島県警に逮捕された大学院生の男は、調べにこう供述した。猫を惨殺するほどの様子を動画投稿サイト「YouTube」(ユーチューブ)に公開した動物虐待事件、男は野生化したノネコであれば「法的に許される」という趣旨の言い逃れまで用意していた。無残に殺された猫は狩猟鳥獣に位置づけられるノネコなのか、愛護すべき野良猫なのか。

(古国 住)

ノネコと野良猫の違い

ノネコ	野良猫
法的地位づけ	動物愛護法上の愛護動物
飼いの有無	飼い主のもとを離れている
人の関与	人の一定の関与がある
生息域	市街地や村道を徘徊している
餌	地域猫などとして住人らに餌をもらっている



野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

野良猫なら違法
事件をめぐって被疑者を呼んで、男は「ノネコ」とする男の主張は、愛護動物の猫は殺してはいけないが、ノネコならば合法だと

令和5年(2023) 日刊28901号

7/20 [木]

産経新聞(サンケイ)

THE SANKEI SHIMBUN

発行所: 産経新聞株式会社 本社 2003
〒556-8688 大阪市浪速区湊町12-1-67
電話: (06) 6633-1221(大代表)

新聞

産経